

●死産率に生じた差

ところで鈴木は、「日本人口統計集成」が、出生数や死産数について、明治32年（1899年）から昭和15年（1940年）までの間、身分別に集計していることに着目する。すなわち、婚姻関係にある夫婦の子どもである「嫡出子」、婚姻外ではあるが父親に認知された子である「庶子」、婚姻外の子である「私生子」という身分ごとの統計である。氏は全国統計と宮城県の統計の両方を表にしているが、ここでは、その中から全国統計のみを取り出して図示してみよう。

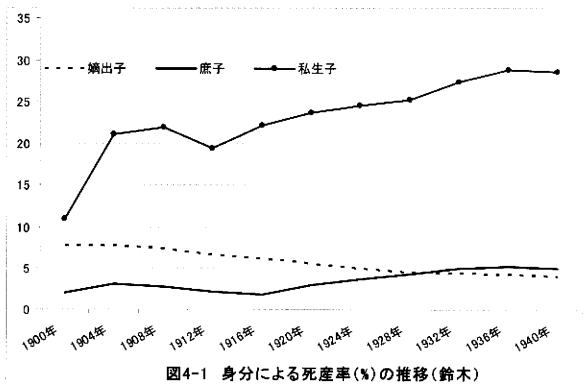


図4-1を見れば一目瞭然のように、身分による特徴が顕著に現れる。「私生子」の死産率が、「嫡出子」「庶子」と比べて異常に高いのである。この表をふまえ、鈴木（2006）は次のように述べる。

「『私生子』だけにみられるこのような死亡率の異常な高さは、出産時に何らかの人為的操作があったことを如実に物語っている。『私生子』の場合には、望まない妊娠が多いことは容易に想像でき、そのため妊娠中の母胎への配慮が乏しいことなどが死産率の高さに反映されることも考慮しなければならない。しかし、それらも消極的な意味での出生・養育の拒否と捉えることも可能であろう。前述した新聞記事では、私生児が嬰児殺しの対象となることが多かったが、このような統計資料からも『私生子』が嬰児

殺しの対象であったことが一層明らかとなる」

慎重に論じてはいるが、「私生子」として妊娠し、死産とされた中に、おそらくはかなりの数の嬰児殺があった、少なくともその可能性は否定できないと、鈴木は考えていたのではないだろうか。

戦前の嬰児殺

続いて取り上げるのは、植松（1951）「嬰児殺に関する犯罪學的研究」である。植松は刑法学者の立場から嬰児殺について論述しているが、彼の問題意識は次のようなものであった。すなわち、「嬰児殺罪については、その客體が人間として世に存在するに至ってから短時間であるところから、その生命を奪うことを大なる惡と考えまいとする思想もあるとともに、これと全く正反対に、その生命の將來性の大きなこと、全然無抵抗であること等を理由として、成人に對するよりも重い刑罰に値すべきものとする見解もある」「ここではわが國現時の嬰児殺の實態をあきらかにし、これに對する裁判の實情をも解明しようと思う」

●件数

植松（1951）がまず用意した資料は、司法省編「日本帝國刑事統計年報」（以下、「統計資料」と呼ぶ）で、嬰児殺を他から區別して掲げた大正7年（1918年）から昭和18年（1943年）までの統計である。当時は司法省の訓令で、「嬰児を殺害した事件には嬰児殺という罪名をつけることになって」いたとのこと。図4-2は、それを示したものである。ただし、「それが（筆者注—嬰児殺という罪名をつけることが）必ずしも勵行されていない上に、嬰児の概念そのものが不明瞭である」ため、混乱を來していたという。

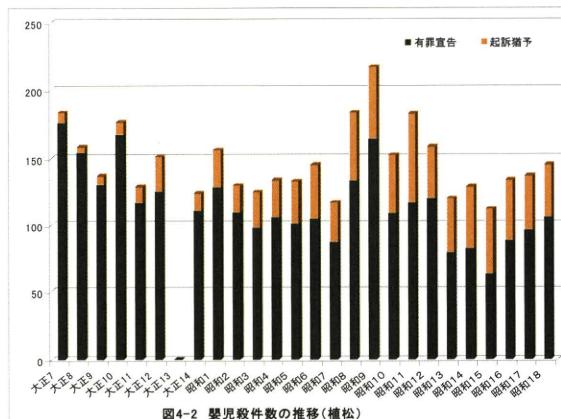
ちなみに、植松（1951）が用意したもう一つの資料である全国各地から蒐集した具体的な裁判事例（以下、「裁判資料」と呼ぶ）を検討してみると、生後 24 時間以内に殺害された厳密な意味での嬰児殺（新生児殺）に限っても、嬰児殺という罪名が附せられたのは、全体の 66%だけだ、他は単に殺人罪とされていたという。したがって、図に見られる件数よりもかなり多い嬰児殺があったと考えられよう。以下、「統計資料」の特徴を述べてみたい。

まず、25 年間の嬰児殺犯罪件数¹²は合計 3,667 件で、年平均 146 件にあたるという。年次推移について、植松自身は「多少の消長はあるのであるが、特に確認し得べき規則性は見出されない。経済的好況・不況とも関係がないし、戦争とも関係があるようには見えない」と述べている。ただし、後に検討を加えた中谷（1973a）は、「大正時代から昭和 12 年までは嬰児殺第一審有罪者総数は概ね三桁であったのが昭和 13 年以降は激減が顕著であるが、これは昭和 12 年 7 月にいわゆる盧溝橋事件が勃発し、日華事変が始まったことと関係がありそう」と推測している。

なお、詳細は省くが、この件数について植松（1951）は、イギリス、ドイツ、フランスなどと比較し、「彼此考慮すると、わが國には明治開花以前の間引きの弊風の遺残影響があるであろうと思われるにもかゝわらず、今日では他の文明國に比べて、嬰児殺が特に著しく高率であると断るべき確證はない」としている。

● 性別

さて、植松（1951）が次に検討したのは「行為者の性別」である。これはある意味では当然のこととも考えられよう

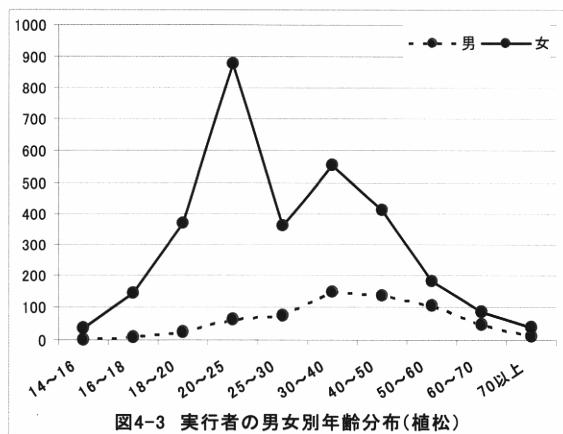


が、「きわめて明白に女性が多い」結果となった。すなわち、「全嬰児殺犯罪人中女性はその 83%強を占め、女性犯人は男性犯人の約 5 倍を算している」のである。

● 年齢

次に「行為者の年齢」について。「犯罪人の年齢的分布を見ると、男性と女性とでは、相當の相違があり、男性における最大頻度は女性におけるそれよりもずっと高い年齢層にあらわれている」という。図 4-3 を見れば明らかなように、女性は 20 歳～25 歳未満でピークがあり、男性では 30 歳～40 歳未満が最大値となる。ただし本表は年齢区分が一定しておらず、人口 10 万に対する指數でみると、女性は 18 歳～20 歳未満が最大となり、男性は 40 歳～60 歳未満の年齢層が最大だという。このような結果について、植松（1951）は「思うに、嬰児殺は未婚の若い女性の主として犯すところであり、男性にしてこれに關與する者は壯年者が女性に私生兒懷胎の機縁を與えた結果として、その始末をつけるために犯行に及ぶものが多くいたため、年齢上このような分布曲線が描かれるのであろう」と解釈している。また、男女とも高齢者に嬰児殺が出現していることについては、「裁判資料から推測し得るところでは、高年者の多くは自

分の子女の生んだ私生子を殺害するという態様において本罪に關與しているものと思う」という。



戦後直後の新生児殺

● 嬰児殺合計 100 例

次に、もう一つのデータ「裁判資料」の考察を見ていきたい。植松（1951）は、戦後から昭和 22 年（1947 年）10 月末までの間に有罪宣告のあった殺人事件の判決書を、全国の各地方検察庁より収集している。その中に「嬰児殺」がちょうど 100 例あったといい、彼はこれらを対象として分析している。この 100 例についてさらに詳しくみていくと、先にも述べたように、当時は司法省の訓令で「嬰児を殺害した事件には嬰児殺という罪名をつけることになって」いたから、まず罪名が「嬰児殺」となっているものを選び出したとのこと。結果は 62 例だったが、その中に生後 6 月半と 3 歳の 2 例があり、これらは嬰児殺とは言えぬとして除外し、まずは合計 60 例を分析の対象とした。これらはすべて生後 3 週間未満の嬰児である。続いて彼が調べたのは、単に「殺人罪」とされた事件である。するとその中に、生後 1 か月以下の者を殺害した 40 例があったという。これらを加えると 100 例になる。したがって、ここで対象とされた嬰児は、すべて生後 1 ヶ月以

表4-1 事例のうちわけ（植松）

分娩後の時間	婴児殺	殺人罪	計
24時間以内	52	27	79
1日以上～1週間未満	4	4	8
1週間以上～2週間未満	2	2	4
2週間以上～3週間未満	2	2	4
3週間以上～1ヶ月以内	0	5	5
計	60	40	100

内児となる（表 4-1 にその内訳を示した）。

さて、既述したように、ここではおもに新生児殺について検討することとしているので、このうちの生後 24 時間以内に殺害された 79 例の実情を見ていくこととした。植松（1951）もこの 79 例と他の 21 例とを区別して検討している¹³。

● 私生子

まず最初は、新生児殺実行者と被害児との関係である。表 4-2 を見ればわかるように、「私生子」が非常に多い。しかもさらに詳しく見ていくと、共犯とされた事例はすべて「私生子」の殺害だったのであり、結果として 79 件中 75 件が「私生子」の殺害であった。また新生児を除く他の 21 例もすべて「私生子」だったので、100 件中 96 件までが「私生子」となる。なお、新生児殺と他の嬰児殺とを比較すると、生後 1 日以上経過した後の嬰児殺の犯人は、24 名中 10 名が男性であり（うち 8 名は単独犯行）、新生児殺と比較するとかなり多い。この点について植松（1951）は「男性犯人となるものの多くは、私生子の母から、いわゆる解決方を迫られた結果、殺害によって始末をつける方途に出るのを例とするから、自然、分娩後の日数がその間に

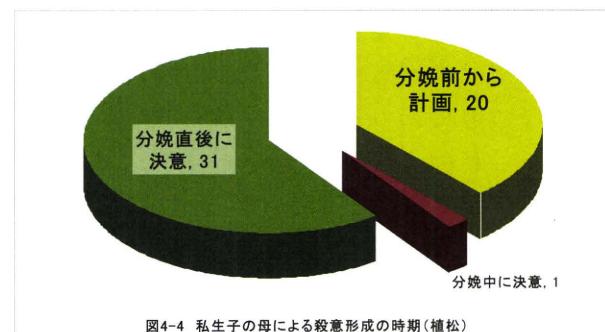
表 4-2 新生児殺の実行者（植松）

犯人の種別	件数
私生子の父	11
私生子の母	52
嫡出子の母	2
私生子の母の母	3
嫡出子の母の姑	2
共犯	9
	* 男8名
	* 女11名
合計	79 (89名)

経過するのである」と述べている。

●殺意形成の時期

次に、殺意形成の時期について。植松（1951）は「諸外國の立法例が多く嬰兒殺をもって一般の殺人より刑事責任の軽いものとして規定しているのは、私生子の母親が分娩中または分娩直後に嬰兒を殺害した場合に限る」ことをふまえ、私生子の母による殺害 52 例について、つぶさに検討したという。その結果は、図 4-4 のとおりである。



この点につき、植松（1951）は、共犯事例 9 件中の 5 件が分娩前に計画されていたことなどもふまえ、「一般に豫謀による嬰兒殺が意外に多いということは注意に値する。他の立法例において嬰兒殺に対する刑罰が一般の殺人にに対するそれよりも輕減される理由のひとつを、分娩中または分娩直後の産婦の興奮状態にお

ける異常心理に求める説明が行われているが、私生子の母自身が嬰兒を殺害する場合だけに限ってこれを考察してみても、52 件中 20 件すなわちこの種事件全體の 38% もの事件が豫謀によって行われているとすれば、それは分娩に伴う異常心理によるものではないことはあきらかである」と述べている。

●原因

なお、犯罪原因に関しては、嬰兒殺で有罪判決を受けた者について、先に示した大正 7 年（1918 年）から昭和 18 年（1943 年）までの 25 年間で、司法省統計は、「出来心」（60.5%）と「貧困」（21.5%）を主たるものとして挙げているという。これに対し、植松（1951）は「犯罪の原因の如きは、判文上かならずしも明瞭ではない」としつつ「豫謀に出た行爲を出来心によるものとするのは、當を得た解釋とは思えない」と述べ、貧困についても、「主要原因是私生子なるがゆえに世間態を恥じるということにあるのであって、貧困にして養育困難であるから殺害するというのむしろ嫡出子殺害の事例において見られることである」と述べている。付け加えれば、「世間態を恥ずべきもつともはなはだしい事態」として植松（1951）が挙げているのが、「近親相姦」である。彼によれば、52 例中 15 例がそれにあたり、姻族（血族関係のない舅と嫁、あるいは嫂と義弟など）が 12 例と多かったものの、血族関係（父と娘、姉と弟等）も 3 例あったという。

●量刑

さて最後に、植松（1951）が本研究の目的としていた刑の量定について述べておきたい。表 4-3 にその一覧を示したが、

表 4-3 量刑一覧（植松）

実行者	合 計	実刑 2年	実刑 1年6月	2年			1年6月 猶予3年
				猶予4年	猶予3年	猶予2年	
私生児の父	11			1	9		1
私生児の母	52		1	4	40	1	6
嫡出児の母	2					2	
私生児の母の母	3				1	2	
嫡出児の母の姑	2					2	
共犯	9	父①			全員同じ7 母①		母①
					父①		

これを見れば明らかのように、「懲役2年ただし執行猶予3年」というのが、当時の嬰兒殺の典型的な標準科刑と言えるだろう。とはいっても、量刑がこのように定められていることについて、植松（1951）は批判的である。以下に植松（1951）が指摘したいいくつかの点を列挙しておきたい。

「私生子の父が私生子の母と同じように量刑上寛大に扱われているのは、諸外国の立法の大勢からいえば、いわれのないことである。少くとも分娩に伴う異常興奮状態ということが嬰兒殺寛刑の大きな理由であるとすれば、その理由には添わない」 「共犯關係の事件9件についても、同様の事實が見られる」「要するに、すべての事例を通じて、量刑は類型化し、事件の個別性が十分考慮を拂われていない傾向がある。殊に嬰兒殺が一般の殺人よりも寛大に取り扱われる理由として考えられる二つの點——私生子殺害たることおよび分娩時の興奮状態にある母の行為たること——について顧慮されていないものが多いようである。従って、なによりもはるかに軽い刑をもって足るとせられたかの理由の明白でないものがすぐなくない。その結果は、あたかも嬰兒な

るがゆえに、その生命は軽んぜられて當然と見られているかの如き觀を呈している」

以下は筆者の感想に過ぎないが、最後の一節を読むと、戦後児童福祉法が制定され、嬰兒を含む子どもの権利は尊重されなければならないという意識がようやく醸成されつつあること、しかしながら、それを現実に即して具体化していくにはまだまだ課題があるという、当時の実情が反映しているように思われる。植松（1951）は、こうした点をふまえ、次のように述べる。

「嬰兒の生命を價値少ないものと見ることは、（中略）恐らく理性的是認によるものではなく、嬰兒殺是認の古い因習が批判を超えて傳わっているがためであろう」「もとより、かような因習的感情はすみやかに清算されなければならない」

「嬰兒それ自身のためになく、他の者の名譽のために、嬰兒を殺害することが果たして大きな宥恕事由となされ得るであろうか。これには多大の疑問なきを得ない」

以上のように主張した植松（1951）は、最後に、「上に述べて來た事實を示すに適切な代表事例を」拾うとして12事例を挙げている¹⁴。

1970 年代の新生児殺

●注目を集めた子殺し

さて、嬰児殺、新生児殺について社会的な関心が大きく高まったのは、おそらく 1970 年代に入ってからのことであろう。保坂他（2011）『日本の子ども虐待（第 2 版）』は、そのあたりの事情を次のように述べる。「1970 年 2 月『東京、渋谷のコインロッカーで嬰児の死体が発見される』（下川 2002）という事件が起きる。同様な事件がこの年 2 件、さらに 71 年 3 件、72 年 8 件、73 年 46 件と急増していくことになる^{*15}。こうしたマスコミの事件報道をふまえて、早くも 1973 年 1 月号の『文藝春秋』に立花隆が『子殺しの未来学』という論文を発表している」

刑法学を専攻した中谷（1973a）は、昭和 47 年（1972 年）を次のように振り返る。

「昭和 47 年という年は、（中略）数えきれぬほど事件の多かった年であるだけでなく、犯罪白書やマスコミで女性犯罪の増加、とりわけ、子殺しが大きくとりあげられたという点でも印象深い年であった^{*16}」

そして、次のように世間の関心の様子を紹介する。

「しかし、とにもかくにも、一般的な世人の印象としては母の子殺し、それも子と思うが故に……といった従来の子殺しのパターンとはちがった、母性喪失、母の自己中心主義から犯される子殺し、子の遺棄、虐待のケースが非常にふえたという印象は強く、私などにもこの問題について問い合わせて来られる人がふえたのは、まぎれもない事実である。新聞以外でも例え、『暮しの設計』12 月号は『なぜ母親が子を殺すのか』というテーマの座談会記事を掲載し、『週刊読売』



図4-5 嬰児殺の発生・検挙状況累年比較(警察庁犯罪統計)(土屋)

12 月 30 日号は『“子は宝・私の命”が母親から消えた！』というテーマでこの問題を 6 頁にわたってとりあげ、『子殺しの目立つ 1 年だった。幼子が母親に殺され、埋められ、捨てられた。母親がわが子に殺意を抱き、子供を見捨てていく。72 年子殺しの総括－母性本能が終わりを告げるその第一年とも言える』という編集子のイントロダクションつきで、（中略）とくに聖心女子大学の島田教授（心理学）の分析にもとづき、最近の母の子殺しを『価値観の混乱』と『核家族化で“息抜きの時”を失』った結果と見、『核家族化には、思わぬ落とし穴が隠されていた。』と論結している」

ただし、中谷がこうした主張にすべて同意しているわけではない。そこで本節では、1970 年代の新生児殺について、土屋他（1974）「嬰児殺に関する研究」を取り上げ、紹介することを中心に、この年代の新生児殺の特徴を明らかにしていきたい。

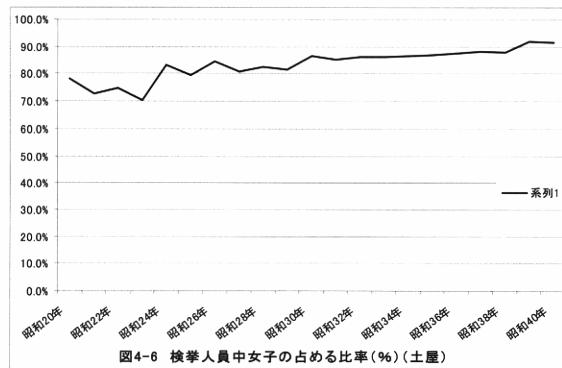
●発生件数

まずは発生件数について。すでに述べてきたように、我が国に新生児殺の正確な統計はなく、土屋他（1974）が示すのも、「生後 12 月未満の嬰児殺」として警察庁が行っている犯罪統計である。これを、植松（1951）が引用した戦前の司法統計による嬰児殺件数（有罪及び起訴猶

予の合計) (図 4-2) と比較してみると、戦前の年平均件数が 146 件であるのに対し、土屋他 (1974) が引用した警察庁統計では、昭和 20 年 (1945 年) から昭和 47 年 (1972 年) までの 28 年間の平均発生件数が 221 件となって、戦後のほうが多くなる。ただし植松 (1951) によれば、戦前の統計は「概略をいえば、統計上の數値に 66 分の 100 を乗じて得た數値が實相に近い數を示すものという結果になる」というので、ちなみにそれを計算してみると、戦前の年間平均値も 221 件。戦後と全く同数ということになる。次に件数の推移について考えてみると、図 4-5 で示したように、昭和 20 年 (1945 年) に 160 件だったものが、昭和 23 年 (1948 年) に 399 件とピークに達し、10 年後の昭和 33 年 (1958 年) には 141 件まで下降、以後昭和 43 年 (1968 年) に 222 件を数えたあとは、全体としてはやや下降傾向と言えよう。ちなみに昭和 47 年 (1972 年) は 174 件であり、社会的に大きな話題になったとはいいうものの、実態としては、この年に特に件数が増大していたわけではないことがうかがわれる。

●女性比率の増加

ところで、植松 (1951) が分析した「裁判資料」、すなわち戦後直後の頃からこの年代までの推移を眺めていくと、確かに変化していると思われるデータもある。それは加害者の男女別比率だ。嬰児殺の検挙人員中に占める女性の比率は、昭和 20 年 (1945 年) に 78% (表 4-2 にしたがえば 79%) だったものが、逐年増加の傾向をたどり、昭和 39 年 (1964 年) には 9 割を超えており (図 4-6)。さらには言えど、本図には現れないが、昭和 47 年 (1972 年) には 95.3% に達しているのである。



●昭和 47 年 (1972 年) の事例分析

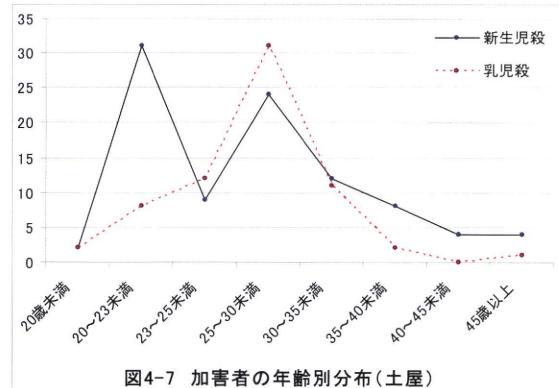
さて、ここからは、土屋他 (1974) が調査した「昭和 47 年中に、検察庁において、嬰児殺等により、起訴若しくは不起訴となり又は裁判が確定した殺人又は殺人未遂被疑 (被告) 事件の全数」について、土屋他 (1974) の分析を紹介することとした。調査対象数は 163 名。土屋他 (1974) はこれを嬰児殺群 (生後 24 時間以内の殺害) と乳児殺群 (生後 1 日を越え 1 未満の殺害) に分ける (筆者注 - 本報告では、土屋他 (1974) の「嬰児殺群」を、以後「新生児殺群」と呼ぶ)。新生児殺群は 96 名、乳児殺群は 67 名であった。以下、新生児殺について着目しながら報告する。

●性別・年齢

加害者の男女比率については、先にも述べたとおり、新生児・乳児を合わせた全体で女性が 94.8% と高くなっている。また、加害者の年齢構成は図 4-7 のとおりだが、土屋他 (1974) は新生児殺群について「20~23 歳未満の若い年齢層が最も多く総数の 32.3% を占め」「乳児殺群では 25~30 歳未満が最も多く」、新生児殺群の「年齢分布がやや若い年齢層に偏っている」と述べている。これを植松 (1951) のデータ (図 4-3) と比べると、土屋他 (1974) は男女を分けていないこと (ただし男性は 96 名中 3 名のみ)、年

齢区分が植松と違うことなど、正確な比較は難しいが、それでもなお土屋他（1974）は「植松の調査においても同様の結果が示されている」と評している。

ところで、図4-7をみると新生児殺群の折れ線グラフがM字型となっており、2つの山がある。この点を理解するには、後述する作田（1980）の論考が参考になるのではないだろうか。というのは、作田（1980）は新生児殺を2群に分け、一つを「アノミー型」、他を「間引き型」と称して両者に違いがあると説き、前者の多くは未婚であり一般に後者より若く、後者の多くは同居中の夫があつてすでに子どもがいるとしているのである。だとしたら、この2つの山は、実は新生児殺群の、こうした2つの違ったグループの塊として捉えることができるかも知れない。この点は後で再度取り上げる。



●私生児

さて、植松（1951）と土屋他（1974）とで大きく違っていると思われる点がある。それはいわゆる「私生児」の殺害である。あらためて振り返っておくと、植松（1951）では、結果として、新生児殺79件中75件が「私生子」の殺害であった。つまり95%が「私生子殺害」だったのである。では土屋他（1974）の調査結果はどうか。新生児殺群では、実子を殺

害した事例が90、孫を殺害した事例が4、不明が2となっており、この90件の中で、「41名は未婚の母による殺害であり、いわゆる私生児殺しである」という。なお、孫を殺害した事例でも、（乳児群を含めて）未婚の娘のための殺害が3件あったというから、仮にこれらを加え（合計44件）、全体の96件に対する「私生子」の割合を出すと、45.8%となる。したがって、植松（1951）と比較すると、土屋他（1974）では、私生児殺害が大幅に減少したということになる。

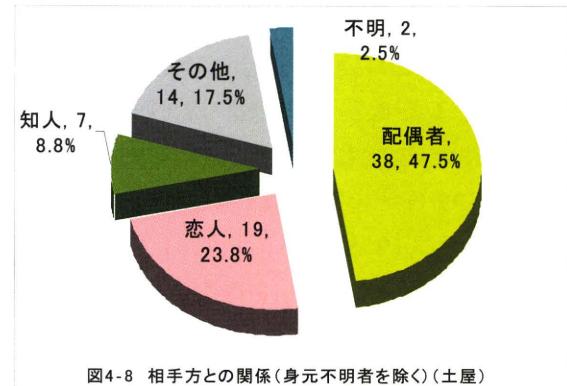


図4-8 相手方との関係(身元不明者を除く)(土屋)

そこで、改めて相手方との関係、つまり誰の子どもであったかみると、（身元不明を除く80件の）新生児殺群は、図4-8のとおりである。すなわち、新生児殺群でも半数近くが配偶者の子ども、つまりは嫡出子であるということになる。他は恋人23.8%、知人8.8%などであった。また、相手方で中絶を希望した者23.8%、無関心であった者16.3%だったという。

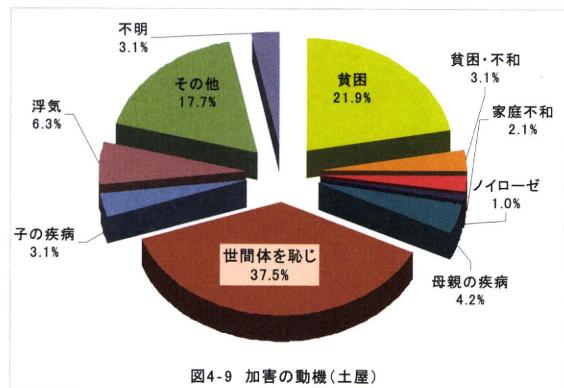
土屋他（1974）は、新生児殺を犯した「未婚者の嬰児は出産前から拒否されていることが多い、既婚者の場合は、出産後の様々な生活条件の変化によって犯行に至るものが多いと考えられる」と述べている。

●動機

そこで新生児殺の動機をみていくと、

図 4-9 のとおりとなった。

「世間体を恥じ」という項目が最も多く出現し、次いで「貧困」が第 2 位を占めていることがわかる。そう考えると、植松（1951）が「主要原因は私生子なるがゆえに世間態を恥じるということにあるのであって、貧困にして養育困難であるから殺害するというのはむしろ嫡出子殺害の事例において見られることである」と述べている点は、土屋他（1974）の調査にも当てはまると言えよう。事実、中絶の意思があったかどうかを尋ねてみると、「なし」が 31 名、「あり」は 47 名（48.9%）に達し、中絶できなかつた理由としては、「費用なし」がもっとも多く 25 名（26%）であった。とはいっても、戦後直後の植松（1951）の事例で嫡出子があまり出現せず、高度成長期と言われた 1970 年代のこの時点でこうした変化が示されたことについては、さらなる検討が加えられて然るべきだろう。



●妊娠の隠匿

さて、もう一点、土屋他（1974）は本件での妊娠について、調査対象者が妊娠を隠匿していたかどうかを尋ねている。これに対して、乳児殺群ではその事実「なし」としたもののが 62.7% で、「あり」としたのは 3% のみ、他は不明であった。しかし新生児殺群は、隠した事実「なし」が 33.3%、「あり」は 57.3% に達してい

た。これを新生児殺群の未婚者に限ると 75% にのぼるという。妊娠を隠す未婚者に対して、どのような援助が可能なのか、この点は現在もなお残された課題と言えるのではないだろうか。

●量刑

最後に量刑について述べる。まず 96 名の新生児殺に対して起訴されたのは 69 名、そのうち公判中の者を除く 67 名の中で、執行猶予付判決を受けた者は 94% だったといい、懲役 3 年執行猶予 3 年となった者が最も多かったという。植松（1951）の場合、最も多かったのは懲役 2 年執行猶予 3 年だったから、懲役が 1 年プラスされではいるが、ほとんどが執行猶予となる点は変わらない。このように、一般の殺人よりも嬰児殺を軽い刑とする理由について、植松（1951）は「結局二點に歸着する。行為者が世間態を恥ずるの窮境にあるということがその一であり、分娩中または分娩直後の異常興奮状態で行われたということがその二である」と述べつつ、個々の事例についてみると、「なにゆえに、その事件は（中略）軽い刑をもって足るとせられたかの理由の明白でないものがすくなくない」「あたかも嬰兒なるがゆえに、その生命は軽んぜられて當然と見られているかの如き觀を呈している」と批判していた。

では土屋他（1974）は、どのように考えただろうか。土屋（1974）はまず、もともと嬰児殺を軽い刑とする理由について、次のように俯瞰する。

「第 1 の見解は、嬰児殺を行為者の名譽緊急避難としてとらえるローマ法に由来する立場（以下、名譽緊急避難説という。）であり、オランダ、スペイン、ルーマニア、アルゼンチンなど、南ローマ法系の諸国及びラテン・アメリカ諸国で

採用されている。この立場では、嬰児殺の行為者が、自己又は近親者の名誉を守り、恥辱を隠すために出産を隠避しようとして犯行に及ぶ場合、その事情を刑の軽減事由と考えるのである¹⁷。したがって、行為者の動機の内容が重要な意味をもってくる。第2の見解は、嬰児殺は行為者の出産により喚起された精神的動搖又は意思力の低下状態における犯行であるとして、殺人の軽減類型とする立場(以下、精神動搖説という。)であり、イギリス、ギリシャ、ユーゴスラビア、その他、デンマークなどの北ヨーロッパ諸国で採用されている。すなわち、嬰児殺の行為者である女性は、妊娠による心身に対する大きな影響のうえに分娩の事実が加わって、異常な心的興奮が引き起され、意思力の低下した状態のもとに新生児を殺害する場合、その事情を刑罰の軽減事由として考慮するのである。

その上で、これらの理由に対して次のような見解を示す。

「この両説のうち、名譽緊急避難説は、過去の家族制度、性道徳及び女性の社会的地位を背景とするもので、現在における社会的妥当性を失っているなどの理由で、嬰児殺を殺人の軽減類型とする根拠として適切なものではない」

とはいって、実際の裁判においては、おそらく現在に至るまでそれほど大きな量刑の変化は見られないのではないだろうか^{*18}。

「アノミー型」と「間引き型」

次に取り上げるのは、精神科領域からの研究となる。作田(1980)「嬰児殺の研究—現状、分類、対策、母性心理、他一」がそれである。作田(1980)は昭和52年(1977年)1年間に発生した1歳未満児の殺害事件について、各地区の警察

の協力を得て合計71事例を集め、それを生後24時間以内の新生児殺とそれ以後に殺害された乳幼児殺とに分け、さらに新生児殺を、①アノミー型(無規範型)と、②間引き型とに分けて分析している^{*19}。表4-4がその件数である。

表4-4 婦児殺の分類及び件数(作田)

	新生児殺	乳幼児殺
アノミー型	24	1
間引き型	9	0
その他グループ	2	16
犯人不明	18	1
計	53	18

●アノミー型

ここで作田(1980)がいうアノミー型(無規範型)とは、次のような特徴を持つとされている。すなわち、

- (1) 母親の多くは未婚であり、既婚者の場合は婚外交渉による妊娠が多い。伝統的社会規範から逸脱した、感情的衝動的行為によって妊娠した場合が多く、また、男女間の家族的きづなも未形成である。
- (2) 婦児は嫡出子でない。
- (3) 多くは初産の子である。
- (4) 殺害理由は、主に世間体への配慮、道徳倫理感の欠乏、男に捨てられたことによる精神的サポートの欠除、中絶の手遅れ或いは費用がないこと、等である。作田(1980)は「アノミー型(無規範型)の新生児殺しは、男女関係におけるモラルの喪失、子育てに対する責任感の喪失、といった、人間としての倫理意識の不充分さに起因する新生児殺しである」と述べる。

●間引き型

また、間引き型は、生活に困って行う、

いわゆる「口べらし」のための新生児殺であるとして、次のような特徴を持つという。

- (1) 両親は結婚している。
- (2) 嬰児は嫡出子である。
- (3) 両親には既に何名かの子供がおり、経済的にそれ以上の子どもの養育は困難であると思っている。
- (4) 殺害の理由は、避妊に対する無知や、貧困のために中絶費用がなかった、等による。作田（1980）のこの分類は、24時間以内に行われた新生児殺をさらに2つに分類するという点で従来の研究ではみられなかつたものであり、新生児殺をより詳細に、また正確に理解していく上で貴重な貢献をしたと言えよう。

●新生児殺に対する意識の変遷

ところで、新生児殺に対する社会的な意識状況の変化について考えてみると、すでに述べたように、鈴木（2006）は、近世において「産児制限の手段として必要であった」墮胎、間引きが、「明治時代以降、墮胎は『墮胎罪制定（明治13年制定、15年施行）に伴い犯罪となり、間引きは一般に『子殺し』『嬰児殺し』と呼ばれるようになった」と述べつつ、「昭和初期に至るまで『間引き』と同じ方法での『嬰児殺し』が存在し、そこには墮胎、間引きを行った人びとと共に通する意識が存在していた」と述べている。それを端的に表現するなら、「『殺すのではなく生かさない』という選択」と言えよう。

植松（1951）は刑法学者の立場から量刑を検討し、新生児殺が寛刑とされる理由は「私生子殺害たることおよび分娩時の興奮状態にある母の行爲」だとしつつ、個々の事例を検討して「あたかも嬰児なるがゆえに、その生命は軽んぜられて當

然と見られているかの如き觀を呈している」と注意を喚起した。

この点について土屋他（1974）は、「私生児」であるとしても、「現在における社会的妥当性を失っているなどの理由で、嬰児殺を殺人の輕減類型とする根拠として適當なものではない」と結論づける。そして作田（1980）は、アノミー型を「男女関係におけるモラルの喪失、子育てに対する責任感の喪失」などと批判する。

ここまでみていくと、社会状況の変化、時代的な背景をふまえ、新生児殺に対する見方は次第に厳しさを増していく、換言すれば、新生児であっても人としての尊厳は守られるべきであるという認識が浸透していくと考えられよう。もちろん現在は、明らかな虐待、殺人として位置づけられると同時に、その背景を深く分析し、克服していくことがあらためて重要な課題とされているのである。

なお、作田（1980）は「間引き型」について、無知や貧困をその理由にあげているが、この点に関しては、植松（1951）が「貧困にして養育困難であるから殺害するというのはむしろ嫡出子殺害の事例において見られることである」と指摘したことを、あらためて想起せざるを得ない。ただし、江戸時代から明治以降の近代に至るまで行われてきた「間引き」の意識は、繰り返すが「殺すのではなく生かさない」というものでもあった。しかしながら、この時代における「間引き型」新生児殺は、おそらくそれとは違っている。つまり、古来から行われてきた「間引き」とこの時代の「間引き型」とは異なる点があることも、ふまえておく必要があると思われる。

●アノミー型と間引き型の差異

ここからは、「アノミー型」と「間引き型」の差異について、作田（1980）のまとめの概要を紹介したい。

- (1) 婚姻状況。アノミー型の過半数は未婚であるのに対し、間引き型の過半数は同居中の夫がいた。
- (2) 母親の年齢。アノミー型の母親は、間引き型の母親より一般に若い。
- (3) 母親の職業。アノミー型の母親の最も多い職業は、飲食店のウェイトレスとバーのホステス。間引き型は大半が主婦。
- (4) 母親の学歴。アノミー型では、間引き型より高い学歴傾向がみられた。
- (5) 社会的経済的立場。両者はともに経済的に貧しかったが、殊に間引き型は貧しかった。
- (6) 妊娠の経過。アノミー型のほとんど（90%）は相手の男性と初めて知り合ってから半年以内に妊娠していた。また、ほとんど（91%）は出産時には既に男性と別れていた。また、アノミー型の過半数（75%）は、自分以外の誰にも妊娠の事実を告げていなかった。
- (7) 殺害場所。アノミー型の46%はトイレで行われたが、間引き型と乳幼児殺はトイレで殺害した例は見られなかつた。アノミー型にトイレでの犯行が多いのは、出産と殺害を見つからずに行える場所としてトイレが適しているからであろう。
- (8) 殺害方法。窒息、絞殺、溺死、遺棄の順で多く、他の手段は稀。溺死はアノミー型に多く、汲取式トイレに捨てて溺死させた例が多かつた。
- (9) 殺された嬰児の同胞順位。アノミー型のほとんど（88%）は第一子であったが、間引き型には第一子の殺害はみられなかつた。間引き型の被害児の最

多は第三子であり、全被害児の44%を占めていた。

- (10) 殺された嬰児の性別。乳幼児殺の被害児の性別はほぼ1:1。アノミー型の男女比は、それぞれ42%と58%で、女性が多い傾向がみられるが、おおよそ1:1。それに比し、間引き型の男女比は約1:2であり、明らかに女性が多かつた。間引き型は、生まれる子供が男児なら育て、女児なら殺す心理が働いていることが推測される。

以上である。

●新生児殺を侵す女性の心理

ところで、植松（1951）や土屋他（1974）は、司法の研究者や実務家として量刑に強い関心を示していたが、精神科医の作田は、「新生児殺を侵す女性の心理」についての検討を加えている。以下、作田（1980）が分析した女性心理についての概略を紹介しておきたい。

(A) 出産直後に多い理由。作田（1980）は、母性愛との関連から検討し、次のように述べる。「嬰児殺がなぜ分娩直後に多いかを考えると、これは、出産直後が最も母性愛が希薄な時だからと思われる」。

(B) 中絶しなかった理由。作田（1980）はこれに対し、次のように結論づける。

「(1) 金がないので妊娠中絶の費用を出せなかつた。(2) 中絶しようと思って産院を訪れたところ、時期が遅すぎて断られやむなく産んで殺してしまつた」。

(C) 男性側の無責任（略）。

(D) 女性側の責任（略）。

●防止対策

最後に、作田（1980）は防止対策も提言する。こうした提言は、植松（1951）や土屋他（1974）には見られなかつたも

のであり、その点でも本論考は意義があると思われる。なお、作田（1980）が示した防止策は、次の3点であった。（1）福祉事務所の活用。（2）子供の人権尊重の啓蒙。（3）性のモラルの啓蒙。以上である。

嫡出子と非嫡出子

●昭和51年（1976年）～55年（1980年）事例の分析

さて、このようにして新生児殺が2つに分けられると、それを踏襲したと思われる研究もなされるようになった。以下ではその中の1つを紹介したい。内山他（1983）「女性による新生児殺の研究」である。そこでは、「従来、生まれて間もない新生児を殺すという犯罪のパターンは、未婚女性が、望まない、思いがけない妊娠を処理するためのものが多かった。しかし、最近では法的にも結婚し、既に子どものいる主婦が、生まれてすぐの新生児を殺すという例－いわゆる“間引き”－が増えてきている」という問題意識から出発し、「何故こうした現象が見られるのかを検討するために、新生児殺を嫡出子殺群と非嫡出子殺群に分けて分析し、犯行の背景・動機、加害者の特性などにおける両群の差異を見出そうとする。作田（1980）の報告でも、「アノミー型」と「間引き型」では、婚姻の状況に大きな差があったとされており、また鈴木（2006）が示したように、戦前においては「嫡出子」「庶子」と「私生子」とで死産率に大きな差があった。こうしたことなどをふまえると、新生児殺を理解する上で、このような分類も一つの有力な方法だと言えよう。

調査対象は、「昭和51年から55年までの間に、東京高裁管内の地方裁判所で

殺人、傷害致死、死体遺棄事件により第一審判決を受けた女性被告人のうち、被害者が生後24時間以内の新生児であった者93名」である。ただし3名のうち祖母による孫殺害の3例は検討から除かれている。また、ここでいう非嫡出子には、「法律婚の夫と妻の子（嫡出子）」以外の全てが含まれている。その結果、45名が嫡出子殺害、45名が非嫡出子殺害であったという。

●両群の差異

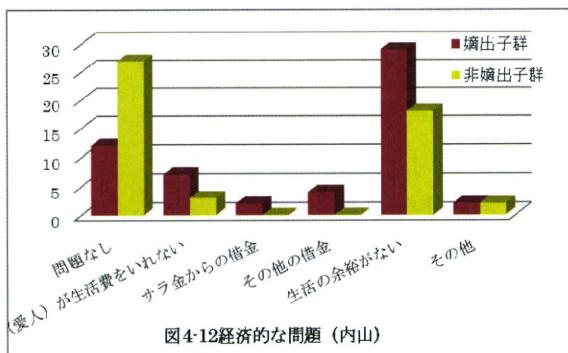
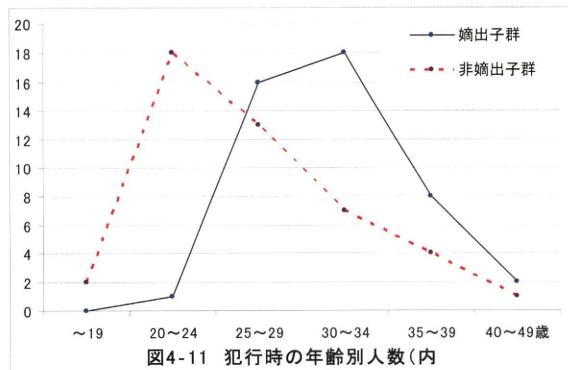
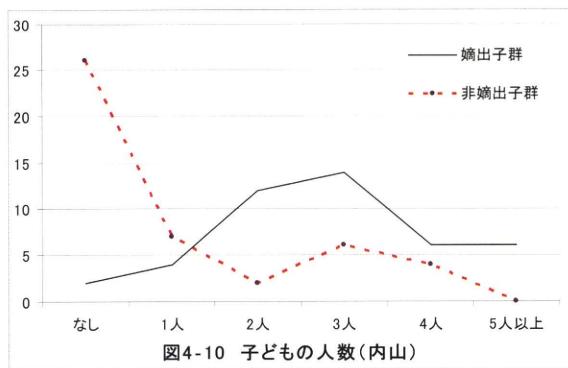
以下では、いくつかの指標をグラフ化して示すとともに、内山他（1983）の考察結果を示してみたい。図4-10・11・12がそれである。

内山他（1983）は「両群を比較した結果、加害者の特性、犯行の背景等は大きく異なっていることがわかった」として、次のように述べる。

「嫡出子の場合は、法的にも結婚している夫婦の間の子が被害者で、これら夫婦の間には既に2～3人の子どもがおり、年齢も30歳を過ぎ、更に妊娠し、経済的に余裕のない状態で中絶の費用にも事欠き、やむなく出産して殺害するというケースが多い」

「一方非嫡出子の場合では、未婚の女性が結婚する見込みもないまま、妊娠し、あるいは法的に結婚している女性が夫以外の男性との子を儲け世間体が悪いから、あるいは妊娠・出産の発覚を恐れて生まれてすぐに子どもを殺害するというケースが多くなっている」

これらは、すでに多くの先行研究が示した特徴と共通するといえよう。



●相対的貧困

その上で、内山他（1983）は、この当時の社会情勢をふまえて、次のように述べる。

「これら各類型に共通する直接的動機は、経済的困窮、あるいは子ども不要という生まれた子どもの人命軽視などであるが、その背景としては次のような社会風潮等を考慮に入れなければならない」

「まず、人工妊娠中絶が容易に可能したことにより、出産直後の子殺しが、中絶の延長として受けとめられていることは大きく影響していると考えられる。また、

国民総中流化といわれ、大きな経済成長を遂げているわが国にあって、経済的困窮を理由に幼い生命が奪われていることに驚きを禁じ得ない。しかし、ここでいう貧困とは、今日一日の飢えを凌ぐ糧すら見出せないといったものではない。ある程度の生活水準を維持した上での余裕のなさ一つまり相対的貧困感である。生活を更に切りつめて授かった子を育てていこうという親としての毅然とした態度は見出せず、容易に苦労から逃避し、子殺しという短絡的方法に解決の道を選ぶ愚かしさである²⁰。更に被害者となった子どもの父親の無責任さ、及び女性との人間関係の悪さがあげられる」（以下略）

同一人による複数の新生児殺

●法医学の関心

ところで、作田（1980）が述べるように新生児殺が2つのタイプに分かれるとしたら、その一方の「間引き型」の究極の状況は、生まれる子どもを次々と殺害していく事例ということになる。では、そのような事例はあるのか。文献を調べていくと、この点に関しては法医学の立場からの論文がかなり多いことがわかった。なぜか。前田他（1991）は、「嬰児殺は司法解剖において少ながらぬ割合を占めるが、特異なケースとして連續嬰児殺事例の報告が散見される。それらは、犯罪学的重要性は勿論、法医学上死体の死後変化に関し貴重な情報を与えるものである」と述べて、その重要性を強調している。ただし、筆者自身は法医学に関して全くの門外漢であり、論文の内容を理解することができない。一方、現在入手した文献を見る限りでは、それ以外の分野からこうした複数の嬰児殺を取り扱ったものが見当たらない。そこで今回は、法医学の立場からなされた連續嬰児殺害

事例について、本来ならば論文の根幹をなす医学的な所見は割愛し、具体的にどのような事例があり、その家族状況や殺害に至った動機はどのようなものであったのかを中心に検討する。とはいえ、これらの論考は、本来事例の社会的背景や心理的な要因等を検討するのが目的ではないので、必ずしも詳細な情報を得ることができるとは限らない。その点を前提として論じることをお断りしておきたい。

●合計 25 例の実情

ここで取り上げる文献は、大野他

(1981)「連續嬰児殺事件」、大谷他(1981)
 「死後焼棄の痕跡が連續嬰児殺事件を発覚させた一鑑定例」、石橋他 (1987)「多數の嬰児死体隠匿例」、Funayama 他
 (1988) 「Consecutive infanticides in Japan」、木内他 (1990) 「繰り返し行われた嬰児殺の3件」、牧角他 (1990) 「4件の2連続嬰児殺事件」、前田他 (1991) 「連續嬰児殺後隠匿死体の剖検例」、以上7つの論文である。

これらで紹介された事例には一部重複するものもあったが、それらを整理して合計すると 25 例となった。表 4-5 のとおりである。

表 4-5 新生児複数殺人事例一覧

	発覚年日	被疑者／初犯時期	死体数	家族状況	死体発見場所	殺害方法	理由	出典
1	昭和45年	37歳主婦／初犯約2年前	2	夫、2男1女。長女は知的障害	自宅庭と山中の墓地	不明	生活苦	90 牧角他
2	昭和50年5月	32歳主婦	4	夫（賭け事）・すでに2児あり	自宅（ベランダに放置）	ナイロン袋に入れ窒息させる	生活苦	81 大野他
3	昭和51年12月	死亡した主婦	6		自宅（押入れ内ビニール袋）			81 大野他
4	昭和54年3月	34歳主婦	4	すでに2児あり	自宅物置内		生活苦	81 大野他
5	昭和55年10月	37歳、別居中の主婦	5	他に3児あり	自宅（押入れ内ビニール袋）	手で首を絞める等		81 大野他
6	昭和55年6月	37歳主婦	6	他に6児あり	自宅（押入れ内段ボルト箱）	衣類、布、ビニール袋等に包み窒息死	生活苦	81 大野他
7	昭和55年7月	33歳女性／初犯約3年前	3	夫、2男1女	自宅内	溺水	生活苦	81 大野他
8	昭和56年6月	31歳女性	5	次々と同棲しては別れる	物置代わりの室内	絞め殺す		81 大野他
9	昭和56年以前	母（年齢不明）／初犯時期未記入	2	夫、3児。姑も同居？	夫、2男1女	便槽内で溺死	生活苦、夫・姑の反対	81 大谷他
10	昭和56年7月	31歳離婚した女性	2	ホステス、すでに1児あり	自宅（押入れ内ボストンバッグ）	手で首を絞める		81 大野他
11	昭和57年／60年	35歳（初回時）	2	夫、1男2女	列車座席下／自家用車内	窒息死	借金・生活苦	90 牧角他
12	昭和58年	38歳主婦	3			絞殺		88 Funayama他
13	昭和58年	31歳主婦	3			絞殺		88 Funayama他

14	昭和58年	35歳主婦	5			ナイロン袋に入れ窒息		88 Funayama他
15	昭和59年	34歳女性	6	夫、2男2女	自宅及び物置	窒息死	生活苦?	88 Funayama他
16	昭和60年	44歳ワーカー	8			ナイロン袋に入れ窒息		88 Funayama他
17	昭和61年	45歳主婦	5			シーツなどに入れ窒息		88 Funayama他
18	昭和61年	42歳主婦	5	他に5児あり	自宅(押入れ)		生活苦	87 石橋他
19	昭和61年	41歳ホステス(未婚)	9	結婚歴なし	自宅押入れ。3回転居し、その都度死体を持ち運ぶ	窒息死	世間体・養育不安	87 石橋他
20	昭和63年	42歳女性(仲居) /初犯15年前	3	内縁男性(妻あり)と同居。前夫との間に2児あるも別居。	自宅(化粧箱)。2度転居2遺体持ち運び、3度目の嬰児殺。父は全て別か。	バスタオルで包みナイロン袋で窒息死	生活苦及び内縁男性への気がね	91 前田他
21	昭和63年	41歳飲食店店員女性/ 初犯約3年前	2	1女。7年前に離婚、ただし情交あり。元夫に話して発覚。	自宅(押入れ)	不明	前夫との情交を恥じて(世間体)	90 牧角他
22	平成元年	38歳ホステス/初犯約3年前	2	夫、1女。夫婦不仲。ホステス稼働中に妊娠。	自宅(浴室/押入れ)	溺死/不明	子の父がわからず困り果て	90 牧角他
23	平成2年以前	内縁男性/1年4カ月前	2	内縁の妻、3児	自宅付近空き地	窒息死させ埋める		90 木内他
24	平成2年以前	女性/3・2・1年前にも噂に	4	3児あり。夫については未記入	自宅(ビニール袋に入れて放置)	手で絞め殺す	生活苦	90 木内他
25	平成2年以前	夫帰/8年前、7年前のことと話す	2	3児あり。夫とは(2児殺害後)離婚。	自宅。離婚、転居時も持ち運ぶ、後に前夫引き取る	口をふさぎ窒息死	生活苦	90 木内他

※本表は、各論文に掲載された事例を筆者の責任において要約したものである。

●加害者の年齢

これらの事例²¹について、作田(1980)の指摘する「間引き型」新生児殺の特徴と見比べながら検討してみたい。まず加害者の年齢について。表4-5を見ればわかるように、発覚時の年齢は、すべて30歳代と40歳代である。もちろん、初犯は発覚時より少なくとも1年程度は若いはずであり、死体数が多ければ、より以前に殺害されていることになるので、全体としてはもっと若い年代の頃から犯行がなされたと考えねばならないが、一般に「間引き型」より「アノミー型」のほうが若いという作田(1980)の指摘が当てはまると言えよう。

●家族状況

婚姻状況について。25例のうち、不明14例を除き、夫もしくは内縁男性(もしくは女性)がいて同居していると思われるものは8例(表4-5では1・2・7・9・11・15・20・23)、単身もしくは離婚していて一人暮らしと思われるものは3例(8・10・19)である。不明数が多く、正確なことは言い切れないが、やはり婚姻もしくは同居している者が多いと思われる。

次に、養育している子どもの有無について。ほとんどの事例で子どもがあり、この点も作田(1980)の指摘のとおりである。中には子どもの数が5人とか6人といった多子家庭もみられ、養育の困難さは想像に難くない。事実、新生児殺の

理由についてみると、多くが「生活苦」とされている。この点も、作田（1980）の指摘するところと同じである。

●死体発見場所

ところで、死体の遺棄場所についてはどうか。作田（1980）の調査結果では、「間引き型」の死体発見場所について、トイレ以外の自宅内 38%、トイレ 13%、その他 49%となっていた。また、昭和 39 年（1964 年）から昭和 51 年（1976 年）までの 13 年間にわたる東京 23 区内の嬰児変死例を調査した吉村他（1979）では、自宅自室等が約 15% となっている。ところが、ここで示した連続殺害の事例では、不明 5 例と自宅外の No. 1・9(1 体のみ)・11・23 を除き、他は全て自宅内となっていて非常に多い。中には転居を繰り返していた事例もあったが、それらは転居の度に死体を持ち運んで室内で保管していた（事例 No. 19・20・25）。

これをどう考えればいいのか。たとえば事例 No. 9 は、焼却後の胎児骨を容れたガラス製の小瓶が、白布に覆われて自宅押入れから発見されており、火葬になぞらえて焼却、室内に安置して弔っていたとも推測できる。作田（1980）は、「死体をそばに長く置いてあったことを、奇怪で、異常な行動としてよく扱っているが、むしろ、おなかを痛めた、自分の一部であったものへの愛着が、無意識のうちに残っていると言うべきではないだろうか」と述べている。しかし、小西他（1992）は、（連続殺害ではない）新生児殺 1 例の司法精神鑑定例を挙げ、（その事例では）「実子殺は母性の喪失によって起きているというよりは、母子関係が未成立のまま殺害に至るものであると言えよう」と分析している。

●複数殺害事例の特異性

以上、連続した複数の新生児殺の事例に関し、作田（1980）の「間引き型」についての考察などをも参考にしながら述べてきたが、こうした複数の新生児殺と単独の「間引き型」新生児殺には共通する点も多々あったが、必ずしも全てを同列では語り得ない点がありはしないだろうか。

たとえば、結婚歴のない女性が 9 人を産んで 9 人を殺害した事例（No. 19）、あるいは、自宅風呂場で分娩した後、手で締め殺してビニール袋に容れて放置し、そのまま子ども会の集まりに出席したため出血によって発覚した事例（No. 24）、新生児を殺害して逮捕され、情状酌量の余地があるとして執行猶予になつたにもかかわらず、その後再び同様の事件を起こした事例（No. 11）、実父殺害によって新生児殺が発覚し、養育している 4 人の子どもと殺害された新生児の出産、さらには繰り返された中絶の順番が入り組んでいる事例（No. 15）などは、個別にさらに詳しい検証が必要ではないかとも思われる。したがって、こうした事例については、法医学的研究だけでなく、今後は心理、福祉等の分野からも事例を深めることが必要であろう。

女子少年による新生児殺

●少年鑑別所入所者の分析

さて、ある意味では複数の新生児殺の対極にある言てもいいのが、未成年による新生児の殺害ではないだろうか。そこでここからは、近藤（2008）「女子少年による嬰児殺の研究」を取り上げ、この年代における新生児殺害の特徴などを検討してみたい²²。近藤（2008）は、改正少年法施行後 5 年間の重大犯罪事件

の中から新生児殺の女子少年（検察官送致となった 1 名を除く）18 名を対象にして、少年鑑別所の記録をもとに、資質的特徴、家族関係、犯行内容などを分析している。概略を紹介したい。なお近藤（2008）は、対象となった女子少年は、作田（1980）の分類では全員がアノミー型に属するとして、K-J 法を用いてこれらを以下の 3 群に分け、さらに詳細に検討している。すなわち、①抑制型（8 人）、②不安定型（6 人）、③未熟型（4 人）である。ただし本節では、こうした詳細な分析ではなく、この年代の新生児殺の全体的な特徴を概観することを目的としているため、細かな分類よりも、おもには全体としての特徴を記載することとする。

●属性

分析対象となった女子の年齢、家族状況等は図 4-13・14・15・16 のとおりである。

なお、図 4-15 に見るとおり、家庭内の問題として虐待の被害を受けとされている者が 7 人あったが、この中に性的虐待の事例はなかったとされている。

●相談相手

妊娠について、新生児の実父となる者に相談したのは 11 人であった。ただし残りの 7 人については、「妊娠判明時には交際していなかった（または行きずりの関係）」（5 人）、「父が誰であるかわからない」（2 人）ということであり、実父とのかかわりがある場合には、全員が相談していたということになる。とはいって、「相談したとしても『様子を見よう』と決断を先延ばしされたり、無関心であったり、父親であることを否定されたり、流産させればいいなどと拒否的対

応をされていた」という。この年代の相手方（実父）が、いかに無責任で頼りないかが示された結果であった。

他方、18 人のうち保護者に相談した者は、誰一人としていなかった。近藤（2008）はこの点につき、次のように説明する。

「そもそも性的な事柄を親に相談することは難しいものである。未婚であるにもかかわらず妊娠することは、それだけで『恥すべきこと』と自ら感じ、妊娠を打ち明ければ激しい叱責を受ける、親を失望させる、見捨てられるという恐れを強く抱いていた。こうした感情から妊娠を保護者に相談できなかった理由は、日頃からの親子関係の在り方を反映するものでもあった」

「抑制型では、日頃からの親に対する遠慮や情緒的な交流不足が目立ち、これ以上保護者を心配させたくない、相談できる雰囲気ではなかったなどという理由が多かった。これに対し、不安定型では、以前から親子間の葛藤などが存在し、保護者からの叱責や見捨てられることをおそれて相談できなかったという理由が多くを占めている。未熟型では、親と密着し過ぎていただけに見捨てられたくない、心配かけたくないという気持ちが強すぎたり、怒られることを過度におそれるばかりで、親の援助を求めることができていない」

なお、中絶しなかった理由は図 4-17 のとおりである。妊娠自体を認めようとしなかった事例はなかったというが、近藤（2008）は、「妊娠ではないと希望を抱きつつ無為に過ごすうちに中絶可能期間を逸している」と述べている。

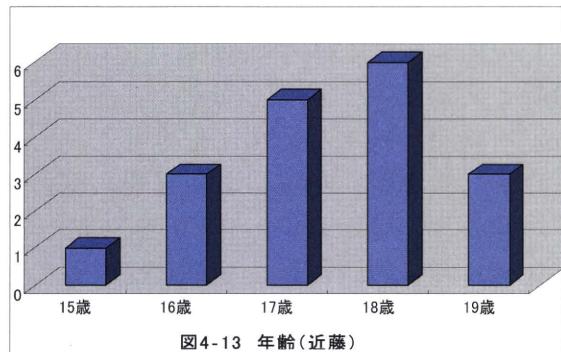


図4-13 年齢(近藤)

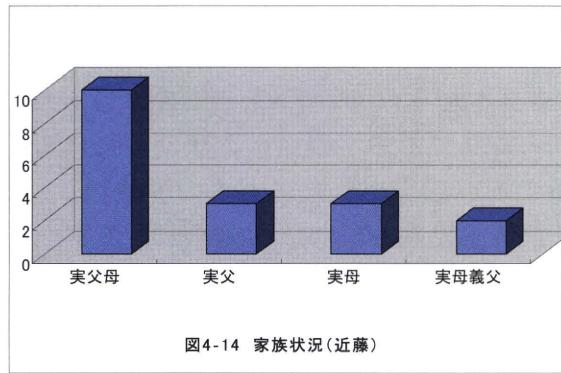


図4-14 家族状況(近藤)

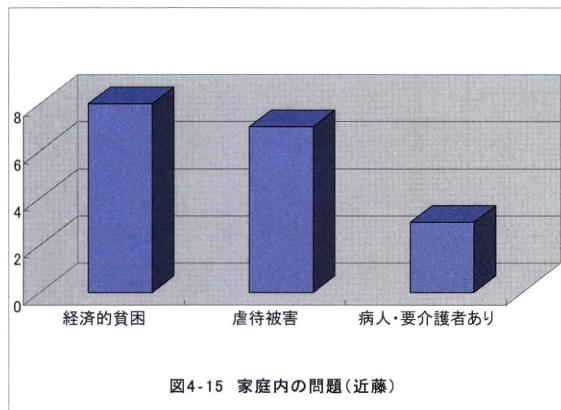


図4-15 家庭内の問題(近藤)

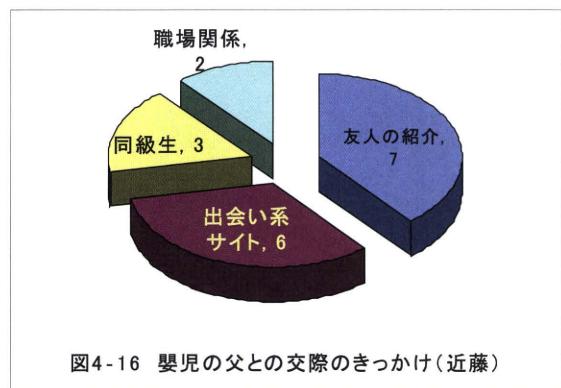


図4-16 婦児の父との交際のきっかけ(近藤)

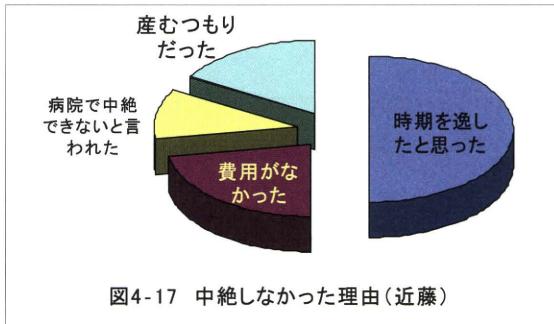


図4-17 中絶しなかった理由(近藤)

●犯行内容、加害の動機、処分状況

出産場所は自宅が圧倒的に多く、「自室内」「自宅トイレ」「自宅浴室」「自宅その他」をあわせると17人で、自宅外は1人だけであった。上記点とも関係すると思われるが、「一人だけになれる場所で出産し、泣き声によって出産を家族に知られまいとしてとっさに嬰児を殺害した者が多い」と近藤(2008)は言う。中には「破水が始まり、どうしようかと自宅の廊下を走り回っているうちに出産した」といった事例もあり、突然の出産に大きな混乱を招く場合があったという。

さて、加害の動機について、近藤(2008)は次のように解説する。

「嬰児殺に至る動機は複雑で、単純に一つだけの動機を取り上げることは極めて困難なことである。あえて主要な動機に基づき分類すると、『出産の発覚をおそれて』14人(77.8%)、『母親を悲しませたくなかった』2人(11.1%)、『育てられないと思った』1人(5.6%)であった。『母親を悲しませたくなかった』及び『育てられないと思った』は、いずれも抑制型の少年であった。『育てられないと思った』加害女子少年は、家族が不在であった自宅において一人で出産し、数時間、母乳を吸わせたり嬰児の世話をしたりしたが、家族が帰宅する時間が迫ってくるとやはり育てられないとい

う不安が高まり殺害に至ったものである」

処分に関しては、少年院送致 15 人（中等少年院（長期）9 人、中等少年院（一般短期）5 人、中等少年院（特修短期）1 人）、保護観察 1 人、在宅試験観察 2 人であった。なお、年齢切迫で検察官送致となり、本研究の対象から除かれた 1 名は、懲役 3 年（執行猶予つき）だったという。

近藤（2008）は、こうした結果をふまえ、次のように整理し、また問題提起をしている。

「本研究の結果からも加害女子少年らが避妊や出産に関して驚くほど無知であること、親や友人に対しても本心で援助を求めることができないほど人間関係において孤立していたことが明らかとなつた」

「嬰児殺にまで至った女子少年の事例を見ると、小西他（1992）が指摘するように彼女らには社会的な資源や援助の場を知り、利用するという力が欠けており、性教育や妊娠女性への支援の充実だけではすべては解決できない。本研究が示したように、嬰児殺にまで至りかねないリスクを多かれ少なかれそれぞれの女子少年が背負っていることについて、親を始めとした身近な大人たち一人ひとりが理解を深め、彼女たちに対する気遣い、配慮をきめ細かく行っていくことが最も重要である」

貴重な研究であろう。また、これら女子少年の事例と、先に見た比較的年長者による複数の新生児殺害事例を見比べると、その態様が大きく相違していることは明らかと言えるのではないだろうか。

平成時代の新生児殺

●平成時代の新生児殺

さて、最後に紹介するのは田口（2007）「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策－96 例の分析から」である。田口が所属する「女性犯罪研究会」（専修大学法科大学院 岩井宣子教授主宰）が、平成元年（1989 年）から平成 16 年（2004 年）の間に起こった女性による殺人事件の一審確定判決賸本を取り寄せたところ、0～18 歳の子を殺害した Maternal Filicide 事例が 93 例あったという。これに田口自身が鑑定に携わった 3 事例を加えた 96 例を分析、報告したのが本論文である。研究の方法は、これら 96 例を、殺害された子どもの年齢別に、「①新生児群 25 例」「②乳児群 22 例」（①を除く 1 歳未満児）「③未就学児群 27 例」（①②を除く未就学児童）「④学童・teenager 群 22 例」に分け、統計的手法も用いながらそれぞれの特徴を浮かび上がらせるというもの。作田（1980）や内山他（1983）のように新生児群を 2 つに分けてはいないが、母親による未成年の子の殺害という大きなくくりの中で新生児群がどのような特徴を示すかを浮き彫りにしたという点で、新生児殺の問題を考える上でも貴重な論文と言えよう。ただし以下では、本論考のテーマをふまえ、新生児殺という切り口に絞って紹介していきたい。なお、ここでは從来からの研究と田口（2007）の研究を並べる形で検討する。

●再確認された新生児殺の特徴

田口（2007）は次のように述べる。「新生児群では、他の 3 群に比べて、母親には『未婚者が多い』『専業主婦が少ない』『経済問題がある』『精神障害がほとんどなく、責任能力に問題のあった者はない』、被害児には『婚外子が多い』、犯行については『出産を望まなかったこと